

連れ子養子縁組と養子縁組斡旋法

鈴木博人

- I 問題の所在
- II 養子縁組援助法提案の背景とその中心的な論点
- III ドイツにおける連れ子養子縁組の実情と審査基準
- IV 養子縁組援助法案の内容と残されている課題
- V 日本法の課題

I 問題の所在

日本民法七九八条（以下、民法については条数のみを記す。）は、未成年養子縁組については家庭裁判所（以下、家裁と略称。）の許可を要するものとしている。例外として、ただし書きで「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りではない」として、家裁許可は不要である。つまり、養子縁組届出を行う（戸籍法六六条）だけでよい。日本法では、普通養子縁組は契約構成されており、養子となる者が一五歳未満のときは、その法定代理人が、その者

に代わって縁組の承諾をして（七九七条一項）、この承諾者＝法定代理人が届出を行う（戸籍法六八条）。七九七条二項は、連れ子養子縁組に関する規定で、父母が婚姻状態にないときには父母のいずれかの単独親権法制をとる日本法の下で、非親権者であり、非監護者である親（非同居親）の縁組同意は不要とされている。

この制度構成については、この構成に起因するいくつかの問題が存在する。まず、現行の七九八条ただし書きに該当するのはどのような養子縁組であるかを確認しておく。自分の直系卑属を養子にする例としては、祖父母が孫やひ孫を養子にする場合が挙げられる。非嫡の子の父母が、実子である当該非嫡出子（母が婚姻外で生んだ子、父が認知しただけの子）を養子にする場合も自己の直系卑属養子である。配偶者の直系卑属を養子にするのは、いわゆる連れ子養子縁組である。連れ子が前配偶者との間の嫡出子である場合と配偶者の直系卑属が非嫡出子の場合とがある。七九五条により、未成年の連れ子が非嫡出子であるときは、当該連れ子の親とその配偶者の夫婦共同縁組を行うことになる。日本法では、八〇九条により養子縁組の法律効果は養親の嫡出子身分を取得することであるから、非嫡の実親は法律上の親子関係が存在してもそれが嫡出親子関係でなければ、連れ子養子縁組に際して、配偶者が養子縁組を行うときには、共に養子縁組を行わなければならない。

離婚後、非親権者であり非監護者（非同居者）である方の親が知らなくても、子は直系尊属や親権者の再婚相手の養子になりうるのである。本稿は、これらのうち連れ子養子縁組に関する問題を扱う。

筆者は、すでに別稿で連れ子養子縁組問題のうち、離婚後に親権者にもならなかった父母の一方が知らない間に子の連れ子養子縁組が行われうることの問題点を検討した。⁽¹⁾

本稿では、連れ子養子縁組が直面する別の問題を検討する。七九八条ただし書きについては、連れ子養子縁組も未

成年養子縁組であるのだから、家裁の審査・許可の対象とするべき指摘がなされている。⁽²⁾ 家裁許可の対象にするといふことは、言うは易く行ふは難しである。本稿は、「行ふは難し」の内容は何なのか、そして、「行ふは難い」ハードルをどのように乗り越えていけばいいのかについて検討するものである。

ところで、連れ子養子縁組の審査・許可は難しいと述べたが、なぜ、また連れ子養子縁組の何が難しいのだろうか。

まず、連れ子養子縁組は、養子制度の目的——親がおらず、家庭で養育できない子に安定的で永続的な養子縁組家庭を与える——からすると、必要ないからである。連れ子養子縁組の対象となる子には、実親のうち一方が子と一緒におり、その実親の新たな配偶者も、子を共に養育していくという意思をもっているのである。そうすると、この子は、家庭での保護に欠けることはないのであるから、養子制度の目的からすると、連れ子養子縁組は不要である。行ふ必要のない養子縁組を審査するというならば、何を審査するのかということになる。また、日本法では連れ子養子縁組は、普通養子縁組として契約構成をとっている。契約構成なので、養子となる子が一五歳未満のときは、養親となる者（継親）と法定代理人である実親が合意すれば現行民法の要件は満たすことになる。その場合の家裁の審査項目は何になるのだろうか。

さらに、現行の離婚後単独親権制度の下で、学説上主張されている非親権者同意が連れ子養子縁組に必要だという主張が取り入れられて非親権者の同意が連れ子養子縁組成立の要件になったとしたら、あるいは、離婚後共同親権制が導入されたら家裁の判断基準にはどのような影響が及ぶのだろうか。

連れ子養子縁組の成立に際して家裁が審査するならば、何を審査するのが本稿の検討課題であるが、この検討を

ドイツ法を比較法の対象として行う。というのは次の理由からである。

ドイツでは、一九七六年の養子法の抜本改正以後はじめての養子制度（民法の養子法ではなく、養子縁組斡旋法の改正が中心である）の改正法が提案されている。養子縁組の際の家族のための援助の改善に関する法律（通称、養子縁組援助法）がそれである。養子縁組援助法の準備段階での調査を経て、連れ子養子縁組に関しても制度上の改正が盛り込まれている。その内容がどのようなものであるかを見て、日本法における連れ子養子縁組の法律上の位置づけの問題点を明確に示したいからである。

養子縁組援助法の対象は広く、その中で連れ子養子縁組に関する改正は、今回の改正の中心点ではない。養子縁組援助法が示す養子制度の改正点はそれぞれ個別に見ていかなければならないものである。その意味では、本稿は、養子縁組援助法の改正点分析を連れ子養子縁組分析から始める比較法研究の一角を占めるものである。

本稿では、ドイツの養子制度改正の背景にある社会的要因をまずは示す。それを踏まえた養子縁組援助法の主要改正項目を示したうえで、連れ子養子縁組分析を行い、連れ子養子縁組に関する改正法の内容を確認する。それらの分析を行ったうえで、日本法における連れ子養子縁組の課題を示すこととする。

Ⅱ 養子縁組援助法提案の背景とその中心的な論点

1. 養子縁組件数の減少の背景

表1からわかるように、ドイツにおける養子縁組件数は、基本的に減少し続けている。一九七〇年代は養子縁組件

数は増加傾向にあり、契約型養子縁組から裁判所が養子縁組を成立させる官庁決定方式、完全養子制度を導入した養子法の抜本的な改正後の一九七八年に最多件数を数えるに至った。その後養子縁組は減少傾向に転じ、東西ドイツ統一後若干増加したが、その増加も一九九三年をピークにして減少に転じた。その後は基本的には減少傾向にある。表1から読み取れるのは、それぞれのタイプの養子縁組も減少傾向にあるなかで、継親による養子縁組（連れ子養子縁組）の減少は相対的に少ない。また、養親希望者の数も大幅に減少している。連れ子養子縁組が全体に占める割合を計算してみると二〇〇〇年代終わりから上昇し続けていて、二〇一五年以後は、その割合は六〇%を超えている。このような養子縁組件数の全体としての減少の原因としては、次に示すような説明がなされている。⁽³⁾

① 家族像・家族モデルの変化

家族の形が大きく変わっている中、一九七六年に制定された養子法が規定する養子縁組の要件や養子縁組斡旋における養親候補者の認定、選定のために課されている要件は、現在の社会的状況を踏まえたものといえるのかということである。

すなわち、ドイツの一三〇〇万人の未成年の子は、その七三%が婚姻夫婦家庭で、一八%が単親家庭で、九%が生活共同体で暮らしている。一万一千人の未成年の子は、同性者同士の生活共同体で生活している。また、親の離婚・再婚に伴い、ステップファミリーで生活している子も増えている（二〇〇五年に一八歳未満の子全体の一〇・九%）。さらに、晩婚化が進み、女性が第一子を出産する年齢も高齢化して、女性の第一子出産年齢は、一九七〇年代は、平均二四歳だったのが、二〇一五年には二九・六歳になっている。社会の現況がこのように変化しているということは、

養親になることを希望する者も養子になる子も、この変化した社会で暮らす人の中から出てくるのであるから、一九七六年の養子法の抜本改正が前提としていた立法事実と現在の状況の間には大きな違いが存在するということがある。

② 避妊と出産コントロール方法の拡大

ドイツの出生率（一五歳から四九歳の全女性が何人の子を出産するか）は、一九六〇年代半ばから減少し、周知のように国際的にも低い水準にある（出生率自体は近年上昇傾向にある）。この、いわゆる少子化の原因としては、社会の現代化、女性解放、緊急避妊薬（アフターピル）の薬局での販売、コンドームのみに頼るのではない避妊方法によって、家族を作る時機をコントロールし、家庭を持つことを女性自身の人生設計に合わせることができるようになった。これらは、同時に、望まない妊娠を理由として養子に出される子の減少ももたらした。

③ 児童・青少年援助および家族政策に基づく給付の拡充

経済的保障がないことが原因になって子を養子に出さざるを得なくなる困窮状態というのは、ドイツでは明らかに取り除かれたという。子どもを出産すると、出産手当、両親手当、児童手当が申請に基づき支給され、法的な保育請求権、終日保育の創設、家庭生活と職業との両立に向けた改善措置も講じられ、さらに、児童および青少年援助による国の支援給付というような総合的な施策が、特にシングルマザーの経済的困窮回避に貢献しているのである。これも養子縁組件数の減少の要因である。

④ 生殖補助医療の進歩と国外への代理母ツーリズム

生殖補助医療の進歩は、自分たちの子をもつための医学的な治療の増大につながり、潜在的な養親希望者が養子縁

組に頼らなくなったことにより養子縁組の減少を引き起こしたのである。また、アメリカ合衆国の一部の州、カナダ、ロシア、インドなどで代理母が合法化されているので、子どもをもつことについて新たな可能性を生み出しているのである。

⑤ 国際的な養子縁組に関する子の保護と協力に関するハーグ条約と子の出身国における政治的变化

ドイツで養子縁組件数が減少した理由の一つは、国際養子縁組の減少にある。一九九三年五月二九日採択の国際的な養子縁組に関する子の保護と協力に関するハーグ条約（以下ではハーグ国際養子縁組条約と略称。）は、養子縁組を利用した子の誘拐、売買、取引を防止することを目的にしている（前文、1条b）。このために、子は可能な限り実親の家庭で養育され、養子縁組を行う場合にも出生国で他の家庭に託置されるべきであり、国境を越えて子が移動する国際養子縁組はやむを得ない場合にのみ認められるとされる。これは助成原則の適用であると位置づけられている。この条約はそもそも国際的な養子縁組を抑制することを目指しているのである。さらに、条約を批准するためには条約が定める組織・機構を整備しなければならず、この整備のために国際的な養子縁組を停止することになった養子送出国も存在したのである。また、ロシアとアメリカ合衆国またはEUとの間の政治的緊張関係が斡旋可能な子の人数の減少にもつながったのだという。

⑥ 養子として斡旋可能な子の養育ニーズの変化

養子縁組の候補となりうる子が抱えている特性の変化が指摘されている。乳児期をすぎた子が養子縁組されることもあり、それらの子は、養子縁組が行われる時点で、独自の、様々ないきさつを抱えている。そのような子は、高い養育ニーズを持っており、適任の養親の選抜は難しくなると同時に、養親家庭での生活でも養親に求められることの

水準が上がるのである。このような養親家庭には、家庭を支える支援が養子縁組後も継続的実施されねばならないのである。

以上挙示した要因が養子縁組件数の減少を招いているのだという。

2. 養子縁組援助法案制定に向けた中心的論点

E F Z Aの多方面にわたる調査、研究に基づき提示された養子縁組援助法制定に向けた中心的論点は、次のようなものである。⁽⁴⁾ここで示される特色は、一九七六年の養子法改正から四〇年経過して、その間に変化した社会状況に養子制度を対応させようとして企図されているのは、主に養子縁組斡旋法の改正だということである。

①すべての関係者のための養子縁組前、縁組手続き中、および縁組後のよりよい付添いと世話

養子縁組は、生みの親、養親および養子となる子にとって、生涯にわたり取り組むことになる問題なので、養子縁組を成功させるためには、良質で、信頼のおける相談と付添いが提供されることが、重要な前提条件になるといえる。専門家が複雑な要請を正しく評価できるようにするには、しかるべき財政的および人的リソース、それとならんで、養子縁組斡旋法における縁組後の世話のより強い根拠づけが必要なのだとする。法律上の根拠をもって、統一的で、法的拘束力をもつ基準によって、養子縁組希望者に対する要求も家族のための支援提供も、全国どこでも一致しうる形を整えることが可能になる。養親希望者の年齢だけが、あるいは性的指向が基準ではなく、それらは有利にも不利にもなってはならないとする。

②実父母と養子縁組家庭の間の交流合意による養子縁組の公開性を促進する。

養子縁組の公開性（開かれた養子縁組、半ば開かれた養子縁組という形で）は、法律には規定されていないけれども実務ではすでに行われている。養子縁組家庭と出生家庭との連絡や情報交換は、子の安定的な人格の発達にとつては有益なものでありうるということが多くの研究が確認している。開かれた養子縁組は、それが子の福祉に資するときには、推奨されるものとする。

開かれた養子縁組は、実親家庭への復帰の可能性がまま長期間里親養育家庭で生活している子の親にとつては、連絡の可能性や情報交換が保障されることにより、養子縁組が考慮に入ってくるかもしれないというのである。そして同じことは連れ子養子縁組についても当てはまるのである。つまり、開かれた養子縁組では、実父母の一方と子との連絡や関係が維持されうるからである。

③ 連れ子養子縁組はより強く子の福祉に合わせて整備する。

ドイツでは、連れ子養子縁組が、養子縁組類型の中で最多の縁組である。連れ子養子縁組の根底には、時々、子の福祉に資するものではない動機が存在する。そこで、連れ子養子縁組は、養子縁組が確かに子の福祉に資する場合に限定されるということが重要である。そのためには、子のニーズがより強く視野に入れられて、関係者全員の感覚が早くからとぎすまされなくてはならない。子の配慮権に関して、継親がより強い権限を取得するということが、個別の事例で養子縁組の代案になりうるのか否かが審査されるものとされる。

④ 養子縁組に関する同性カップルのための平等な機会

同性カップルの下で成長する子に関する研究が明らかにしているのは、これらの子は、異性同士の夫婦の下で成長する子と同じく良好な発達を遂げるということである。同性者のための婚姻締結の権利の導入のための法律の施行以

後、同性夫婦にも、その他すべての夫婦にも、子を共同でのみ養子にすることができるといことが適用されている。養子縁組幹旋実務ための基準の導入は、同性養親希望カップルにとっても、唯一子の福祉だけが専門家の判断のための基準であることが許されるのである。

⑤ 国際養子縁組の構造強化と透明性の構築

国際養子縁組の件数の減少、それと同時に多様で、しばしば複雑に絡み合った管轄の下では、透明性を上げること、中心となる受付機関を創設して、情報集約を図ることが重要である。国際養子縁組幹旋に関する民間の担体の財政上の支援のための解決策が策定されなければならない。

⑥ 外国からの付添いのない養子縁組の阻止

外国からの付添いのない養子縁組は、破綻を助長しかねない著しい危険と結びついている。付添いのない養子縁組の禁止が、これらの養子縁組の阻止に有用である。それにもかかわらず、養子縁組のための措置が行われたときには、鎖のなかの最も弱い環としての子どもは、このような禁止の犠牲者ではないということが保障されなくてはならない。しかし、適切な解決策を見出すには、このような養子縁組の禁止とそこから結果する法律効果についてなお検討する必要がある。

⑦ 里親養育関係にある子の養子縁組の可能性の審査の強化

援助計画策定時に、里親養育関係の場合の養子縁組という選択肢の審査が、法律上明文をもって規定されているにもかかわらず、ドイツでの里親養育関係からの養子縁組は、国際比較するとどちらかというに稀にしか行われていない。このタイプの養子縁組がなぜ少ないのかの理由を挙げて、具体的な行動の推奨を導き出すには、特に里子サービ

スワーカーと養子縁組斡旋機関の仕事のより良いかみ合わせに向けて、もっと広く専門家による鑑定が必要である。このこととは別に、開かれた養子縁組の促進に関して示された、子との連絡を持ち続けるという見通しが示されるならば、出生家庭への子の復帰は考えられず、かつ養子縁組が子の福祉に最もよく資するという事例では、親は、むしろ養子縁組に同意する気持ちになるかもしれないとされている。

本稿で扱う連れ子養子は、上記中心的論点の③で言及されている。養子縁組後、子を養子に出した実親との情報交換や面会交流に関する議論も関わってくるものとされている。日本法との違いで留意しておかなくてはならないのは、ドイツ法上の未成年養子縁組はすべて完全養子である点と裁判所が養子縁組を成立させるものだという点である。完全養子なので、連れ子養子縁組の場合も、他方の実親との法律上の親子関係は切断されることになる。そのため、他方の実親との面会交流権も子に対する扶養義務も消滅する。また、養親子関係の解消は、制度上認められていない。こうした日本法との違いを踏まえた上で、次章では、ドイツにおける連れ子養子縁組の実態はどのようなものであるかを詳しく見てみることにする。

表1 ドイツの未成年養子縁組数の推移

年	未成年養子 縁組総数	親族 ¹ による 養子縁組 (内数)	継親による 養子縁組 (内数) ²	外国の子の 養子縁組 (内数)	養子縁組を 予定された 未成年者	養親希望者
1960	6158				4850	2940
1965	7748	2058			4499	4455
1970	7165	1918			3157	6009
1975	9308	2540			3076	15674
1976	9551	2564			2994	17909
1977	10074	2959			3194	18817
1978	11224	3555			2913	18884
1980	9298	3102			2819	20282
1982	9145	535	3433	1117	6850 ³ 1035 ⁴	20746
1985	7974	380	3491	1066	5689 672	19726
1990 ⁵	6947	344	3564	1150	4994 711	19576
1991 ⁶	7142	306	3950	1355	6689 1285	21826
1993	8687	323	4293	1549	6691 1402	21711
1995	7969	375	4151	1643	5908 1331	19426
2000	6373	327	3676 (57.6%) ⁷	1891	4024 942	13138
2004	5072	379	2793 (55.1%)	1637	3212 878	9984
2005	4762	309	2592 (54.4%)	1453	3083 771	9324
2006	4748	256	2569 (54.1%)	1388	3059 889	9154
2007	4509	229	2242 (49.7%)	1432	2942 886	8914
2008	4201	226	2056 (48.9%)	1251	2918 774	7841

年	未成年養子縁組総数	親族 ¹ による養子縁組(内数)	継親による養子縁組(内数) ²	外国の子の養子縁組(内数)	養子縁組を予定された未成年者	養親希望者
2009	3888	185	2011 (51.7%)	1025	2729 818	7139
2010	4021	168	2184 (54.3%)	980	2856 944	6522
2011	4060	104	2266 (55.8%)	934	2619 859	5957
2012	3886	128	2215 (57.0%)	801	2389 959	5671
2013	3793	113	2232 (58.8%)	661	2302 817	5362
2014	3805	124	2190 (57.6%)	622	2166 755	5765
2015	3812	131	2319 (60.8%)	549	2219 744	5370
2016	3976	114	2474 (62.2%)	563	2147 826	5266
2017	3888	153	2373 (61.0%)	497	1921 758	4644
2018	3733	120	2283 (61.2%)	417	1764 840	4419
2019	3744	136	2364 (63.1%)	359	1817 867	4278

(出典) J.von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen Buch4・Familienrecht § § 1741-1772 (Adoption) Neubearbeitung 2019 von Tobias Helms, S.27ff.および Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe Adoption, 2019, S.23ff.に基づき作成。

- 1 親族と見なされるのは、3親等内の血族および姻族である。1997年の親子法改正前までは、自分の非嫡出子の養子縁組も含まれている。1981年までは、連れ子養子縁組(継親による養子縁組)も親族養子縁組に算入されている。
- 2 1982年から連れ子養子縁組は、別に示されている。
- 3 以下、この欄の上段は、養子縁組前養育に託置された未成年者の人数。
- 4 以下、この欄の下段は、養子縁組のために登録された未成年者の人数。
- 5 1990年までは、旧西ドイツのみの数。
- 6 1991年からは、統一後のドイツにおける数。
- 7 2000年以後の()内の%は、未成年養子縁組総数に対する継親による養子縁組数の割合。

Ⅲ ドイツにおける連れ子養子縁組の実情と審査基準

(1) ステップファミリーの類型

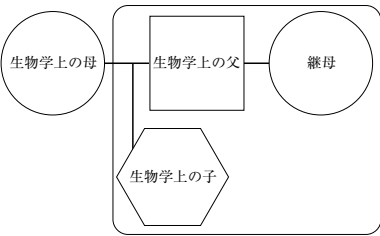
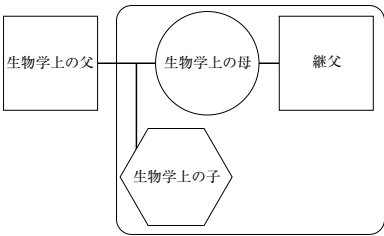
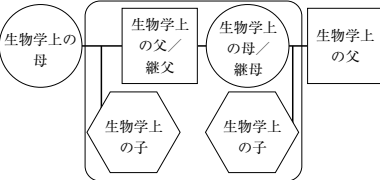
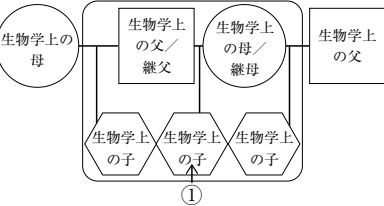
表1からわかるように、統計からわかるドイツの養子縁組の特色の一つは、伝統的に連れ子養子縁組が多かったということである。近年では、未成年養子縁組の六〇%程度が連れ子養子縁組である。

連れ子養子縁組は、子の福祉の観点からすると、養子縁組自体が必ずしも子にとって必要なわけではないという点で、他児養子縁組と異なる。すなわち、子は配慮権をもつ父母の一方と一緒に生活していて、継親となる者とも一緒に暮らしているので、子を保護収養する必要がない。一緒に暮らしている子と継親との関係を申立人の申し出によって法的親子関係にしていこうというのであるから、連れ子養子縁組についての判断は、それほど難しくないのである。親子関係の構築は、簡単なものではないという心理学的知見は親子関係についても当てはまるだろうということは、一まず措いておくとしても、継親子関係を含む家族関係（以後、ステップファミリーと称する。）は、単純ではない。ステップファミリーの類型を以下で示しておく（図1も参照）。

単純ステップファミリー…家庭内の子ども（たち）が二人の親のうち一人だけと血のつながりがあり、血のつながりのない方の親がいわゆる継親である。継親が父であれば継父であり、母であれば継母である。EFZAの調査では、このタイプのステップファミリーが、ステップファミリーのほぼ半数（四九・〇%）を占める。⁽⁵⁾

混合ステップファミリー…家庭を営む二名のパートナーがそれぞれ自分の実子を伴っているが、パートナーとの間には実子は存在しない。EFZAの調査では、このタイプは、ステップファミリーの二九%を占める。

図1 ステップファミリーの類型

継母型	継父型
<p>家庭内で、子ども（たち）と大人の男性との間にのみ生物学上の親子関係が存在する家族。</p>	<p>家庭内で、子ども（たち）と大人の女性との間にのみ生物学上の親子関係が存在する家族。</p>
<p>継母・継父型をあわせて単純ステップファミリーと称する。</p>	
	
<p>混合ステップファミリー</p>	<p>複合ステップファミリー</p>
<p>二人の大人に、共同の家庭で生活する二人の子どもがいるが、共同の子どもはいない家族。</p>	<p>共同の子どもも以前のパートナー関係での子どもも家庭で暮らしている家族。 パッチワーク家族とも呼ばれる。</p>
	

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.),
Stief- und Patchworkfamilien in Deutschland, 2013, S.7 を基に作成。

* Expertise- und Forschungszentrum Adoption (Hrsg.), Studienbefunde Kompakt——
Teilbericht Einzelfallstudien, 2019, S.40f. では、図中①を付した子がいないタイプを複合ステップファミリーと称し、本図のように①を付した子がいるタイプを多重複合ステップファミリーと称している。

複合ステップファミリー…家庭を営む二名のパートナーのうちの一方又は双方に以前のパートナーとの間の実子がおり、そのほかに、両名の間で生まれた実子もいるタイプである。このタイプはパッチワーク家族とも称される。つまり、当該家庭で生まれた子と連れ子がいるタイプである。二名のパートナーそれぞれに実子（連れ子）がいるタイプを多重複合ステップファミリーという。EFZAの調査では、複合ステップファミリーがステップファミリーに占める割合は四六・二%、多重複合ステップファミリーの割合は一・九%である。

ステップファミリーというと単純型を思い浮かべるが、ここで示した類型を見るだけでも人間関係は単純ではないことがわかる。これらの類型が、再々婚とか再々再婚となるとさらにつながっていくことになる。兄弟姉妹にも全血の者、半血の者、血縁上のつながりはない異父（異母）兄弟姉妹もいるということになる。このように見ると、家庭内での人間関係は複雑である。

EFZAの調査によると、これらステップファミリーでは、継父型が七一%、継母型六%、生活パートナーシップが二四%を占めている。

(2) 連れ子養子縁組を行う動機⁽⁶⁾

調査された事例では、養子縁組斡旋の専門家によって挙げられた連れ子養子縁組の動機としては、八七・三%で法的動機が、八六・三%で家族関係に関する動機が挙げられている（複数回答）。

法的な動機としては、「子どもと家族全体の法的安定性」（三二・四%）、「継親に法的に完全な子の法定代理権もしくは子の配慮権を与えたい」（七四・五%）が挙げられている。養子となる子に継親に対する相続権を与えたい、一緒に暮らしている子の実親が重い病気になったり、死亡したときに子の法的保護を図りたいというのが、法的動機には

含まれる。

家族関係に関する動機としては、社会生活を送り、そして感情的に感じている親子関係を制度的にも承認されて、対外的にも見える形にしたいという熱意が挙げられる。しかしながら、家族関係に関する動機のなかには、同じ氏をもつ「普通の」家族になりたいとか、家族としての連帯感や家族としての結びつきを強めたいという希望も含まれている。養子に対する、継親の教育責任の引受けという意見が散見される。

子どもに関する動機も高い割合（六三・七％）で見られる。圧倒的に多いのは、同じ家庭にいる兄弟姉妹をもつことになる養子となる子を平等に扱ってほしいという希望、継親に養子にしてもらいたいたいという養子となる子の明示の希望である。そのほかに頻繁に見られるのは、子に養子縁組によって自信と安定感を与えたいという希望や子の自己イメージを強くしたいという希望が見られる。子どもに関する動機のなかには、たまに、子を養子として引き渡す側の親からの暴力を受けた経験からの保護というものも見られる。

別の要素であるが、子を養子として引き渡すことになる親を養子縁組によって分離する、つまり排除すると推測される事例が三五・三％存在する。この希望の理由としては、非同居の実親の一方との接触がないこと、もしくは、子に対する無関心が挙げられている。実父母間の、あるいはまた、非同居親と子との葛藤があるのを、養子縁組によって関係を終了させるのである。これは、養子縁組本来の目的ではない。

経済的な懐具合による動機が、非同居の親の子の養育費支払いの不履行と、将来の子の養育費支払いを養子縁組によって確保したいという希望と関連して一八・六％の事例で、挙げられている。逆に、将来の子の扶養義務の発生を回避しようとするものも存在する。

事例の九・八％では、非同居親の死亡、生活困窮（病氣、ホームレス）、行方不明といった事情から親としての責任をその責めに帰さない理由で引き受けられないということが養子縁組の動機として挙げられている。

事例の四・九％では、養子のドイツ国籍取得が縁組動機として挙げられている。

以上の養子縁組の動機には、他児養子縁組とは異なり、本来の養子縁組の目的とはみなされないものも存在しているということが出来る。

(3) 養親となる者の適格審査⁽⁷⁾

調査事例の三二・七％で、養子縁組のための適性判断ならびに専門的な意見書作成の際に、養子縁組幹旋機関の専門職員（以下、専門職員と記す。）によって不安が述べられている。指摘されている不安点というのは、別の言い方をすると、養親としての適格性を判断するための着眼点、チェック項目であるということになる。これら項目に該当するものには傍線を引いて示しておく。

不安のうち最も多かったのは、継親の養親適格に関してだった（五八・八％）⁽⁸⁾。継親の人的要件の評価として、まず挙げられるのは、経済的な事情（例えば、破産等）であり、養親となる者の精神的安定性や養子となる子との年齢差も不安要因とされる。専門家による、養子縁組適格性判断では、カップルや夫婦の関係の継続期間や安定性について不安が示されている。いくつかの事例では、養子となる子に対する責任を永続的に継親に委ねることへの疑義が示された。その理由として挙げられているのは、解消した前婚で生まれた子の養育費の不払いや前婚の自分の子との関係の継親側からの拒絶である。継親と養子との間に困難に耐える親子関係が存在しているか否かについての疑義も散見される。

およそ三分の一（二九・四％）の事例で、養子縁組によって、子の非同居親を排除することが目指されていることが報告されている。これらの不安定性は、とりわけ、非同居親に対する（継）親の葛藤を背負いこんだ拒絶的態度に示されているという。

養子になる子にとって、実親子関係と継親子の二重の親子関係を子に説明することと、養子となる子にとってそのことを知ることの意義について、（継）親の側で認識されているのかという不安が示されている。さらに、当該の養子がこの決定の効果を本当に理解できたのかについて不安が示されている（一七・六％）。

幹旋機関職員からは、手続き上の障害（とくに、継親家族の協力の欠如と数名の関係者がドイツ国籍ではないこと）に關しても不安が表明されていた（八・八％）。

（4）連れ子養子縁組承認の総合的評価⁽⁹⁾

連れ子養子縁組が家裁に申し立てられると、家裁は青少年局の養子縁組幹旋機関に専門的調査と報告を求める（このことに関連する問題については次節（5）で扱う）。養子縁組幹旋機関は、専門的意見を家裁に提出する。その際の調査は、家庭訪問や対話によって行われる。養子縁組の申立てに必要な提出書類⁽¹⁰⁾のほかに、既述の多様なステップファミリーの形態に即した質問や継親のライフストーリーの作成、パートナーとの関係の展開、養子縁組を行いたい動機、子どもとの関係の展開、子どもの実親との関係等から、当該連れ子養子縁組についての専門的意見書を家裁に提出する。

前二節（2）、（3）の連れ子養子縁組の動機や養親適格の判断基準と重なる部分もあるが、ここでは、連れ子養子縁組を承認するかどうかについての審査項目を挙げておく。

①実父母二人の関係史⁽¹¹⁾

連れ子養子縁組では、実父母はかれらの間の葛藤に起因して別れていることが多く、なかには、養子縁組によって過去を清算し、子の養育費をめぐる争いその他に終止符を打つことができると考えられていることもある。潜在的な紛争可能性やそれが養子縁組に与える影響を把握するために、非同居の親や関係する大人全員に質問する必要がある。

②子と同居する実母（父）と継親との関係⁽¹²⁾

ステップファミリーは、破綻しやすいうという傾向が見られる（アメリカの調査結果によると、二年間でステップファミリーの三分の一は解消しているという）。ことから、子の実母（父）とそのパートナーとの関係が安定しているかどうかを評価する必要がある。連れ子養子縁組に際しての適性確認手続きにおいて、ステップファミリーの継続性、安定性を見極めるために、子の実母（父）と新しいパートナーとの関係性、安定性を評価することが重要になる。二〇二〇年三月三十一日施行の民法一七六六a条は⁽¹³⁾、安定した生活共同体の成立には四年間必要であるとされている。ただし、時間が経過すればそれだけで、子の実母（父）と継親との関係、ひいてはステップファミリーが安定していると認定するわけにはいかない。

③現在の家族状況⁽¹⁴⁾

本章（一）で示したように、ステップファミリーといっても複数の類型およびその組み合わせがあるので、ジェノグラムを描いて家族相互間の関係性を把握する必要がある。その場合、ステップファミリー内で共同生活している兄弟姉妹（半血の場合も異父（異母）の場合もありうる）との関係性を考慮しなくてはならない場合がある。例えば、民法

一七四五条は、一定の場合に、養子縁組の成立を禁じている。また、当該ステップファミリーで共同の家庭生活を送っていない継親の子や同じく共同の家庭で生活していない実親の子との関係、非同居の実親の一方の兄弟姉妹（養子となる子にとってのおじやおば）との関係についても考慮する必要がある。

④ 養子となる子と継親との関係⁽¹⁶⁾

一七四一条一項所定の養子縁組の成立要件の一つは、養子縁組が「子の福祉に資し、かつ養親となる者と子との間に親子関係が成立すると見込まれるとき」である。ところが、連れ子養子縁組の場合、子と継親とは通例、すでに共同生活しているのので、現に存在する親子関係が審査されることになる。

②で述べたことと関連するが、子と一緒に暮らす実親とそのパートナー（継親）との関係が長く続くほど、子と継親との関係の質は高くなる。この関係の質が安定するためには、実親と継親とのパートナー関係の継続期間は、一年以上、四年から五年かかるとも、E F Z A の別の調査報告は指摘する⁽¹⁷⁾。この継続期間が相当程度必要となるというのは、実親と継親とのそもその関係が破綻しないで安定的に営まれていなくては、養子縁組が完全養子であるだけに、安易に養子縁組の成立を言い渡すことができないということである。そのため、実親と継親との関係の継続期間が短ければ短いほど、養子となる子との親子関係の構築の認定は慎重にならざるをえないということでもある。

いずれの場合でも、子どもが、継親を、良好な状況にあつても、困難な状況にあるときでも、しっかりとした、信頼のおける関係を取り結んだ人であると感じているかどうかが重要となる。

⑤ 養子となる子と同居していない実親との関係⁽¹⁸⁾

連れ子養子縁組も完全養子であるドイツ法では、縁組の成立が言い渡されると、同居していない実親の一方との親

子関係が断絶する。ステップファミリーにはより密接に組み入れられる一方で、出生家族からは完全に切り離されることになる。同居していない実親やその親族（とりわけ祖父母）とそれまで交流があった場合には、連れ子養子縁組は子にとって適切な法的手段、選択肢ではないということになる。そのため、非同居親やその親族と子との保護に値する関係が存在するのかどうかの審査が重要になる。

⑥ 継親と同居していない実親との関係⁽¹⁹⁾

多くの事例で、実父母の間の別居もしくは離婚が先行し、それに続いて新しいパートナーとの家庭がもたれることになる。連れ子にとっては、新しい社会的な親が登場することになる。非同居の実親と継親とが親の役割をそれぞれ果たそうとするとき問題が起きるので、両者の関係を把握して評価することが必要になる。

両者の関係を把握するためには、次のような質問が有用だという。すなわち、

- ・ 子を養子に出す非同居親と継親との関係はいかがですか？（両者に交流はありますか？、両当事者は知り合いですか？）
- ・ 子を養子に出す非同居親と継親との競合を示す指摘はありますか？
- ・ 子と非同居の実親との関係は、子の生活に継親が登場してからのどのように変わりましたか？

⑦ 養子縁組を希望する動機および背景⁽²⁰⁾

養子縁組を行う動機は多様であり、連れ子養子縁組の動機には不適切なものも含まれている。これらの動機分析については本章（2）を参照。

専門職員の任務としては、重大な法的効果をもつ養子縁組（新しい親子関係の創設と実親との法的関係の終了）が、子の福祉に資するものかどうかを審査することがあげられる。

(5) 養子縁組幹旋制度上の連れ子養子縁組の問題点

連れ子養子縁組が、他児養子縁組の場合と異なるのは、青少年局の養子縁組幹旋機関が、養子となる子のために適切・適格な養親候補者を探さなくてもいいというところにある。養子となる子には、実親の一方（多くの場合実母）がいて、養子縁組をしてもその実親との親子関係は存続する。また、養子縁組が認容されなくても、継親との同居は継続されることになる。

E F Z A の調査事例の七六％で、公式の養子縁組審査の開始前に、養子縁組幹旋機関の専門職員と（継）親との本人による、直接面会しての（最初の）連絡は行われていなかった。この連絡は、七・七％の事例では、Eメールか電話でのみ行われた。一六・三％の事例では、ステップファミリーは、養子縁組適格審査開始前に相談を受けることはできなかった。⁽²¹⁾

また、調査された連れ子養子縁組の四一％は、養子縁組希望者自らのイニシアティブによってではなく、担当の家族を通じて養子縁組幹旋機関との連絡がとられたものだった。その他のケースは、（継）親は、養子縁組の申立てをする前に、まずは養子縁組幹旋機関に問い合わせをした。⁽²²⁾

養子縁組幹旋機関が関与する時点で、すでに存在する、子を養子に出す非同居親の養子縁組同意表明は、子を養子に出す非同居親の相談を難しいものになっている。専門職員は、決定前の、子を養子に出す親の包括的な相談が保障されえないことが問題であると指摘している。そのため、子を養子に出す親の四分の三が養子縁組幹旋機関と連絡を取っておらず、養子縁組決定後も連絡を取っているのは一七％にすぎないという。⁽²³⁾

連れ子養子になった子と子を養子に出した親との交流は、調査された事例の一二％であり、面会交流の取り決めが

あるのは、二〇一五年にEFZA内部で把握された事例の〇・三%である。⁽²⁴⁾

IV 養子縁組援助法案の内容と残されている課題

(1) 養子縁組援助法案における連れ子養子縁組

これまで示してきたような議論、経緯を経て提案されるに至った養子縁組幹旋法案の立法目的とその中の連れ子養子縁組に関する規定に関する部分を訳出して示しておく。

A. 問題および目標⁽²⁵⁾

養子縁組は、生みの親、養親および養子の生涯にわたり関わり、多様な課題に直面させる。過去数十年における変化を続ける価値観、多様性を増す家族像および新たな研究知見を勘案して、法律規定を、家族および行われている養子縁組幹旋実務のニーズに適合させることが必要である。とりわけ、より多くの情報交換を求める希望による養子縁組「情報」の公開性および関係者の交流、ならびに養子の出自についての問いというテーマが重要性を増した。

養子縁組の成功を推進し、そして同時に子の福祉を確保するため、養子縁組幹旋の安定的構造とその強化が必要である。専門教育を受けた専門家集団によるすべての関係者の専門性に裏打ちされた付添い (Begleitung) が、養子縁組のすぐれた準備後——養子縁組決定後も——提供されていることが重要である。連れ子養子縁組の場合には、養子縁組が不適切な動機から行われるのではなく、家族が、養子縁組が子の福祉に資するときにのみその養子縁組を行う

ことを決めるために、早い時期からの相談が保障されていなければならない。

養子縁組家庭内での養子縁組との開かれかつ当然のつきあい方は、信頼を醸成して、家族を強化する。関係者全員の下承を得た養子縁組家族と生みの親との情報交換や交流は、とりわけ養子にとっては、安定した人格発達を遂げて、養子であることをうまく自画像に吸収するのに有用である。生みの親にとつても、このことは、子どもを養子に出す自分の決定の気持ちの整理と受容の助けになりうる。なぜなら、生みの親は責任ある判断を下すが、その後、しばしば苦しみからである。家族がそのことから利益を得るためには、専門家によるこまやかにかつ専門的な付添いとぴったり合った支援の提供が必要である。

ドイツでも子の故国でも養子縁組幹旋機関の付き添いなしに行われる国際養子縁組は、著しい破綻の危険を有している。なぜなら、養親となる者は十分に国際養子縁組の要求に対する心構えができておらず、子の福祉の審査が行われておらず、養子縁組幹旋機関との関係の欠如は、養子縁組後に、通例では事後的な付添いは行われないからである。

B. 解決策

養子縁組に関わる全ての者は、養子縁組前、養子縁組手続き中、および養子縁組後に今まで以上に支援されなければならない。そのために、事後的付添いに対する法的請求権ならびに連れ子養子縁組の場合に、養子縁組の言い渡しの前の養子縁組幹旋機関によるすべての関係者の義務的な相談が導入される。

養子縁組家庭における養子縁組との開かれたつきあいが促進されねばならない。養子縁組幹旋機関は、養子縁組

について、子どもの年齢に応じた説明を当初から行うように努めることを任務とする。その上さらに、養子縁組幹旋機関は、生みの親および養親と、養子縁組前養育の開始前に、情報交換または両者間のつきあいを、子の福祉という意味で、行うことができるのかどうか、かつどのように行いうるのかを検討するものとする。この検討は、関係者全員の合意を得て、適切な時間間隔で繰り返し返されるものとする。

生みの親は、養親が任意に、かつ生みの親への転送目的で養子縁組幹旋機関に伝えた、子に関する情報にアクセスする権利を得ることによって、その利益が強化される。

国際養子縁組の場合にも、子の福祉が常に中心になる。そこで、付添いのない国際養子縁組は禁止される。国際養子縁組は、常に養子縁組幹旋機関により幹旋されるものとする。そのことによって、特別な保護基準が順守されることが保障される。その上さらに、外国の養子縁組決定についての義務的な承認手続きは、法的安定性と法的明確性を配慮するものとする。付添いのない養子縁組の承認は、行えないものとされる。ただし、その養子縁組の承認が子の福祉のために必要であるときは別である。

養子縁組幹旋機関のための明確な任務リスト、様々な専門的サービスの改善された協力、ならびに民間の担体における承認された養子縁組幹旋機関の閉鎖の場合の手続き規定は、養子縁組幹旋の構造を強化するのに資するものとする。

〈連れ子養子縁組に関する条文⁽²⁶⁾〉

養子縁組幹旋法九 a 条

連れ子養子縁組の場合の義務的相談

(1) 夫婦の一方が自己の配偶者の子を単独で養子にする場合、以下に挙示する者は、養子縁組のために必要な意思表示および養子縁組の申立て前に、九条一項により養子縁組幹旋機関(二条一項および三項)に相談しなくてはならない。

1. 子を養子に出す親

2. 養親となる者

3. 養親となる者の配偶者、および

4. 社会法典八条によるところの子

(2) 養子縁組幹旋機関は、相談を経て証明書を発行する。

(3) 夫婦の一方の相談は、次に挙示する場合には、必要ない。

1. 意思表示を永続的にできないとき、

2. その者の居所が永続的に不明であるとき、

3. 民法一七四八条によりその者の同意が補充されるとき、

4. 子を養子に出す親について、この者の常居所が外国にある時

(4) 民法一七六六a条の場合には、一項から三項が準用される。

九 a 条について——新設

第一項について

第一項——は、連れ子養子縁組に際して、婚姻によるステップファミリーの場合、子を養子に出す親、子を養子にする親、引き続き子を膝下に置く親ならびに子は、養子縁組への同意の公正証書の作成前、もしくは養子縁組申立ての公正証書作成前に、養子縁組斡旋機関による相談がなされていなければならないと新たに規定している。

この規定によって、ドイツの養子縁組のおよそ三分の二になる連れ子養子縁組の場合、子を養子に出す親、ならびに子を受け入れる親は、そのままの状態の親を含めての相談が保障されることが達成されるものとする。これまで連れ子養子縁組事例での養子縁組斡旋機関との連絡は、養親になりうる者から提案されることは稀で、専門的意見の聴取の枠内で家庭裁判所によって提案されている。その場合、子を養子に出す親と引き続き子を膝下に置く親の同意表明、ならびに養親となる親の養子縁組申立ては、通例、すでに提出されていて、そのため、相談はもはや「養子縁組という」目的に資するものではなくなっている。しかしながら、ほかならぬ連れ子養子縁組のためには、養子縁組が実際に子の福祉に資するということを保障するために、養子縁組の効果についての包括的な相談が重要である。実務上知られているのは、連れ子養子縁組は、事情によっては、例えば、外国法の規定の潜脱もしくは法律上の扶養義務から解放されたいという希望のような不適切な動機が根底にあつて、それに伴いまさに実際のニーズや子の福祉から行われているわけではないということである。相談の内容は、九条一項による——九条一項、以下の内容で新設。該当事が、公証される意思の表明前に、養子縁組の広範かつ不可逆的な効果とそれに伴って生起する問題に関する包括

的概観を得る。その際、養子縁組もしくは子を養子に出すことの動機、ならびに選択肢に特別に注目するものとする。この相談は、同時に公証人による助言を、心理・社会的な観点で補足する。養子縁組の前段階での相談は、連れ子養子縁組の関係者が、行われた養子縁組後に、必要な場合、容易に養子縁組幹旋機関と連絡をとろうとすることに、も寄与するものとする。子は、社会法典八条により、その発達状態に従って関与させられねばならない。

第二項について

第二項によると——養子縁組幹旋機関は、子を養子に出す親、引続き子を膝下に置く親、養親となる者、ならびに子に、相談「を受けた」証明書を新たに発行しなくてはならない。子に対する相談「を受けた」証明書は、子の法定代理人が受領する。

第三項について

第三項第一号から三号によると——親が意思を表明する能力がないとき、親の居所が永続的に不明なとき、あるいは親の意思が補充されるときには、親の相談は行う必要はない。さらにそのうえ、第三項四号によると、子を養子に出す親がその常居所を外国にもつているときには、その親の相談は不要である。これらの場合には、ドイツの養子縁組幹旋機関には、相談を実施することが不可能である。

第四項について

連邦憲法裁判所は、二〇一九年三月二六日の決定—— BvR673/17 (BGBl. I S.737) によつて、非婚家庭での連れ子養子縁組の完全な排除は、憲法違反であると明言した。共同の世帯でしっかりした生活共同体で他方パートナーと生活しているパートナーが、パートナーの子を養子にすることができる状況では、第一項から三項が準用される。こ

これらの場合も、子を養子に出す親ならびに養親となる親の相談は、引続き子を膝下に置く親を含めて確保されて、かつ子が適切に関与させられるものとする。

(2) 残されている課題

養子縁組援助法案が示しているのは、養子縁組斡旋法の改正、その内容の強化である。本稿は、連れ子養子縁組に焦点を絞って論じてきたが、今回の養子制度改革は、その他の課題についても、養子縁組斡旋制度の現代化をその内容としている。

連れ子養子縁組については、当事者の支援を強化するため、まさに連れ子養子縁組についても、養子縁組前、養子縁組手続中、養子縁組後の支援を拡充するために、養子縁組斡旋の対象としたのが今回の改正提案である。

今回の改正準備作業のなかでは、連れ子養子縁組については、養子法本体を改正して、完全養子ではなくて、かつてドイツ養子法にも存在していた未成年養子縁組にも弱い効力の養子縁組を導入してはどうかという意見も存在した。⁽²⁸⁾ その点については、EFZAの研究のなかでは、弱い効力の養子縁組ではなくて、連れ子養子縁組も実親（非同居親。養子縁組が成立すると配慮権も面会交流権も失うというのが現行法の立場）に対して開かれた養子縁組として、子についての情報提供を可能にしていくことと、連れ子養子縁組後も非同居親にも面会交流を認めていくという方向での提案がなされている。これらは、養子縁組斡旋機関の支援が必要な事業ではあるが、親の配慮法の内容にかかわる問題であるので、民法の改正によって実現されるものと考えられる。

V 日本法の課題

本稿は、日本民法七九八条ただし書きの対象になっている、自己又は配偶者の直系卑属を養子にするときには、未成年養子縁組であっても家裁許可は不要であるということに対する疑義を出発点にしている。冒頭でも述べたように、この疑義はすでに前々から提起されている。そして、未成年養子縁組はすべて家裁許可の対象とすべきだということもすでに主張されているところである。

このような従来の疑義や主張を踏まえて、家裁が連れ子養子縁組についても審査して許可を与えるというのであれば、具体的に家裁の審査・許可事項およびそれら項目についての判断基準は（単に子の福祉というマジックワードに解消してしまうのではなく）、どのようなものになるかを、ドイツ法での議論を参考にして、具体的に目に見える形で提示してみようと試みたものである。その意図が十分に果たせたかは心もとないが、IV章までの議論を踏まえて、日本法で連れ子養子縁組を全件家裁審査とするときの課題を最後に提示しておきたい。

① 養子縁組斡旋法制定の必要性

養子縁組の縁組前、縁組手続き中、縁組後の縁組関係者全員の支援を行うためには、日本では、まず総合的な養子縁組斡旋法を制定しなくてはならない。日本では「民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律」が制定されているが、この法律をもって総合的な養子縁組斡旋法ということではできない⁽²⁹⁾。

私法上の身分関係の創設・喪失を規定する養子法は民法に規定されるが、養子縁組斡旋という社会福祉的業務は、社会法・行政法に位置付けられるものである。日本法では、児童福祉法二一条二号子に「(前略)養子縁組に関する

者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと」と規定されているが、仮にこの項目をもって、養子縁組幹旋法であると強弁するようなことがあれば、笑止千万、養子縁組の困難さをなめているとしか言いようがない。例えば、本稿が問題にしてきた、連れ子養子縁組の縁組前、縁組手続き中、縁組後支援は、どのようになされるかということが、本条をもって関係当事者にはわからない。

日本には、連れ子養子縁組が年間何件行われているかの統計がない。仮に過去に行われた養子縁組に関する調査の数値をもとにして推計すると三万件から五万件くらいは連れ子養子縁組が行われているのではないかと推計できる。⁽³⁰⁾これだけの件数の連れ子養子縁組を、家裁が審査・許可するというとき、そしてそれら縁組を縁組前から縁組後まで支援するというとき、養子縁組幹旋機関が公的機関として設置され（例えば、児童相談所の担当部局もしくは担当課として）、支援業務を行わなければ対応できないことが容易に推測できる。

また、養親適格の判定も、連れ子養子縁組に限らないが、厳格に行われる必要がある。養親資格は認定するが、実は問題があるので、養子縁組の幹旋は行わないということは、とりわけ、連れ子養子縁組の場合には難しいだろう。家裁がキャパシティの問題として対応できるかも検討を要する課題になると考えられる。

(3) 家裁は何を判断するのか？

日本法では、現在、連れ子養子縁組は事実上、契約型の普通養子縁組として行われている。契約型であるので、当事者全員が養子縁組に同意しているときに、基本的には縁組を承認する方向性をもって審査するのだろうか。連れ子養子縁組は、養子制度の本旨からすると、子の保護にとっては必要のない養子縁組であるという前提に立つと、出発

点は、簡単には認容しないというスタンスになる。また、立法的に対応されなくても、子の福祉を考慮すると、実親・継親カップルの生活関係が一定期間経過しなければ連れ子養子縁組は許可しないという基準設定も考えられることである。その場合、契約型養子縁組であるということが問題にならないかも検討課題となろう。

また、ドイツ法が検討している、連れ子養子縁組における、実親およびその親族の養子となった者との面会交流や養子に関する情報の公開性確保ということは、日本法ではどのように受け止められるであろうか。離婚後面会交流について、それを制度化あるいは権利化していくのかについて、なお議論が混迷している日本法の実情を見ると、名目上は養子との面会交流といっても、その養子となる子が、連れ子養子縁組の場合、離婚した夫婦の子であるわけであるから、議論はドイツ法のように単純にはいかないということが想定される。

本稿は、連れ子養子縁組に限定して比較法の対象としてのドイツの養子縁組援助法をめぐる議論を紹介してきた。養子縁組援助法案は、養子縁組斡旋法を中心にした広範な範囲を対象としたものである。この法案が扱う各分野をそれぞれフォローしていくという作業が当面次に控えている研究課題ということになる。

- (1) 「継親（連れ子）養子縁組の課題と将来」山内惟介、ヴェルナー・エプケ編著『国際関係私法の挑戦』中央大学出版部、二〇一四年、二一九頁。
- (2) 例えば、床谷文雄「養子法」中田裕康編『家族法改正 婚姻・親子関係を中心に』有斐閣、二〇一〇年、九〇頁。
- (3) Bovenschen, Ina/Bränzel, Paul/Dietsch, Fabienne/Zimmermann, Janin/Zwönitz, Annabel, Dossier Adoptionen in Deutschland, Bestandsaufnahme des Expertise- und Forschungszentrums Adoption, 2017, S.12. 以下は、EFZA2017a-2

略称する。

養子法と養子縁組斡旋実務の改正のための包括的な調査、研究を行うこととされ、その第一歩として養子縁組に関する法定、養子縁組斡旋の構造、および養子縁組手続きに関する情報を収集し、分析し、評価するために、連邦家族、高齢者、女性および青少年省 (BMFSFJ) は、二〇一五年春に、ミュンヘンにあるドイツ青少年研究所の一部門に「養子縁組鑑定および研究センター (以下では「EFZAと表記。)」を設置した。上記の Dossier も EFZA の調査報告書の一つである。

- (4) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.), Kernpunkte zur Weiterentwicklung und Modernisierung des Adoptionswesens, 2017, S.2ff.

(https://www.bmfsfj.de/blob/120132/eba5d18547a3e292f4403e6bdada4a846/kernpunktepapier-efza-adoption-data.pdf)

- (5) Expertise- und Forschungszentrum Adoption (Hrsg.), Studienbefunde Kompakt — Teilbericht Einzelfallstudien, Deutsches Jugendinstitut, 2019, S.39f. 以下では「EFZA2019」と略記。

- (6) EFZA2019 注(5), S.48ff.

- (7) EFZA2019 注(5), S.51ff. 連れ子養子縁組の手続きの進行、特色、問題点については、「ドイツ家庭裁判所の養子縁組手続に関するインタビュー——ベルリン・シェーネベルク家庭裁判所での聞き取り調査——」鈴木博人編著『養子制度の国際比較』明石書店、二〇二〇年、二二八頁以下も参照。

- (8) 質問に対して複数回答できる形式での調査の数値である。

- (9) Expertise- und Forschungszentrum Adoption (Hrsg.), Handreichung für die Adoptionspraxis, 2020, S.15ff. (以下「Handreichung」と略称。)

- (10) 養子縁組申立てに必要な書類は次のものである。

①子の出生証明書、②家族登録簿の抄本、③事情によっては、婚姻証明書、④再婚の場合には、前婚の離婚証明書、⑤関係者全員の居所証明書、⑥関係者の国籍証明書、⑦継親の所得証明書、⑧継親についての警察の無犯罪証明書 (連邦中央登録法三〇条)、⑨継親についての医師の診断書、専門医の鑑定書／医療技官による健康証明書、⑩子どももの健康証明書、⑪行われていれば、配慮権に関する裁判所の決定、⑫実父母両名、子どもおよび継親の公証された同意、⑬子を養子に出す側の親が死亡した場合、この親の死亡証明書、⑭必要な場合には、心理学的鑑定書。

- (11) Handreichung 注(6), S.16f.
- (12) Handreichung 注(6), S.17ff.
- (13) ドイツ民法一七六六a条非婚のパートナーの子の養子縁組
 - (1) 共同の家庭での安定した生活共同体で生活する二名の者には、他方配偶者の子の養子縁組に関する本節の規定を準用する。
 - (2) 第一項でいう安定した共同体は、原則として、前項所定の者が、
 - 1. 少なくとも四年間、または
 - 2. 共同の子の親としてこの子とともに、
 婚姻類似の共同生活するときに存在する。安定した共同体は、パートナーが第三者と婚姻しているときには原則として存在しない。
 - (3) 養親となる者が第三者と婚姻しているときには、養親となる者は、自らのパートナーの子を単独でのみ養子にすることができるとが。養子縁組への第三者の同意が必要である。一七四九条一項二文および三文、ならびに二項が準用される。
- (14) Handreichung 注(6), S.20ff.
- (15) ドイツ民法一七四五条養子縁組の禁止

養子縁組は、養親となる者もしくは養子となる者の子の重大な利益と対立するとき、または養親となる者の子により養子となる者の利益が危険にさらされるときには、言い渡されてはならない。財産法上の利益は、決定的なものとされてはならない。
- (16) Handreichung 注(6), S.25ff.
- (17) Handreichung 注(6), S.25ff.
- (18) Handreichung 注(6), S.28ff.
- (19) Handreichung 注(6), S.30.
- (20) Handreichung 注(6), S.31ff.
- (21) EFZA2019 注(5), S.45.

- (22) Bovenschen, Ina/Bränzel, Paul/Erzberger, Christian/Heene, Sabine/Hornfeck, Fabienne/Kappler, Selina/Kindler, Heinz/Ruhfuß, Maria. Studienbefunde Kompakt — Ergebnisse der empirischen Befragung des Expertise- und Forschungszentrums Adoption, 2017, S.50. (五十一頁以下 EFZA2017 へ略称する。)
- (23) EFZA2017, S.51.
- (24) EFZA2017, S.50.
- (25) BT-Drucks.19/16718, S.1f.
- (26) BT-Drucks.19/16718, S.17.
- (27) BT-Drucks.19/16718, S.55.
- (28) 例へて Bovenschen, Ina/Bränzel, Paul/Heene, Sabine/Hornfeck, Fabienne/Kappler, Selina/Kindler, Heinz/Ruhfuß, Maria, Empfehlungen des Expertise- und Forschungszentrums Adoption zur Weiterentwicklung des deutschen Adoptionswesens und zu Reformen des deutschen Adoptionsrechts, S.78ff.
- (29) 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」をもって日本に養子縁組幹旋法があるということとはできない理由については、鈴木博人「養子法と養子縁組幹旋法」二宮周平編集代表『現代家族法講座 第三巻 親子』日本評論社二〇二二年、一七一頁、奥田安弘「養子縁組あっせん法の意義と課題——体系的な位置づけ・実父母の熟慮期間・国際養子縁組を中心に——」法学新報二二四巻九・十号、五一頁参照。
- (30) 詳細な推計は、鈴木博人「養子制度における連れ子養子縁組の位置づけ」鈴木博人・横田光平編著『吉田恒雄先生古稀記念論文集』尚学社、二〇二一年 参照。

(本学法学部教授)